

次世代金融テクノロジー株式ファンド

(愛称 ブロックチェーン・金融革命)
追加型投信／海外／株式

2019年2月15日作成

～ ポートフォリオ構築のお知らせ ～

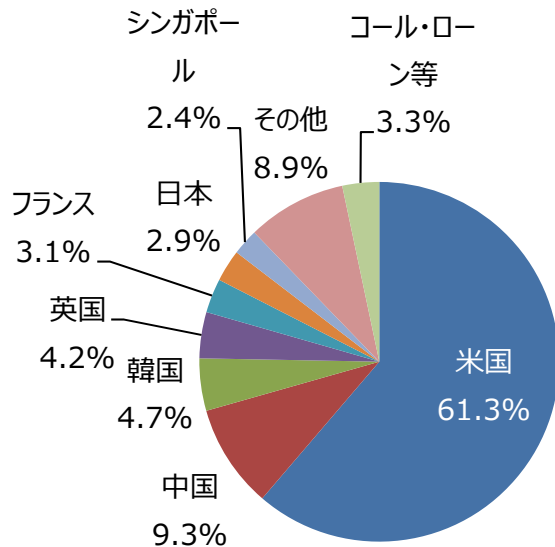
「次世代金融テクノロジー株式ファンド」は2019年1月30日に設定され運用を開始致しました。設定直後からポートフォリオの構築を進め、2019年2月14日現在での株式組入比率は96.7%（マザーファンド）となりました。以下、当ファンドの設定後のポートフォリオの状況をご報告申し上げます。

ポートフォリオ特性（2019年2月14日現在）

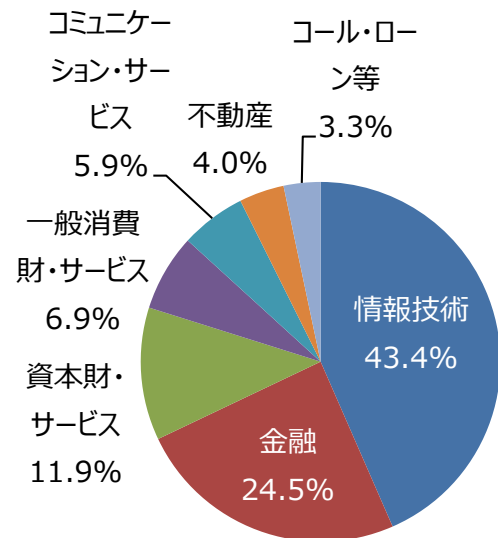
当ファンドの基準価額と純資産総額

基準価額	10,409円
純資産総額	8.34億円

【国別構成比率】



【業種別構成比率】



【組入上位10銘柄】

	銘柄名	国・地域	業種	銘柄概要	保有比率
1	ブラック・ナイト	米国	情報技術	住宅ローン会社向けIT支援	4.2%
2	インターコンチネンタル・エクスチェンジ	米国	金融	電子取引所運営	4.2%
3	IHSマークイット	英国	資本財・サービス	産業調査・金融情報提供	4.2%
4	ワールドペイ	米国	情報技術	電子決済サービス	4.1%
5	エクイニクス	米国	不動産	データセンター運営	4.0%
6	WEX	米国	情報技術	法人カードサービス	3.7%
7	ビザ	米国	情報技術	決済システム	3.7%
8	アリババ・グループ・ホールディング	中国	一般消費財・サービス	電子商取引・ITサービス	3.6%
9	フィデリティ・ナショナル・インフォメーション・サービスズ	米国	情報技術	業務処理アウトソーシング・ソフトウェア・IT支援	3.6%
10	インテュイット	米国	情報技術	会計・税務ソフトウェア・クラウドサービス	3.3%
	組入銘柄数				41銘柄

※国別・業種別構成比率と組入上位10銘柄はマザーファンドの状況です。

上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

当ファンドの主なリスクと留意点

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

基準価額の変動要因	当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。
●当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。	
価格変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
信用リスク	株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
流動性リスク	国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。 また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。
カントリーリスク	一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。
為替変動リスク	外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。 為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。
その他の留意点	<ul style="list-style-type: none"> クローリングオフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用はありません。 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期末決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。 マザーファンドに投資する別のベビーファンドの追加設定・解約等により、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p> </div>

お申込みメモ

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

購入の申込期間	当初申込期間 2019年1月15日から2019年1月29日まで 継続申込期間 2019年1月30日から2020年4月27日まで ※継続申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	当初申込期間 1口あたり1円 継続申込期間 購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。
申込不可日	ニューヨーク証券取引所、香港証券取引所の休業日
信託期間	2026年1月28日まで(設定日 2019年1月30日) ※委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
決算日	原則1月28日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は、2020年1月28日です。
収益分配	毎決算時(年1回)、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。 ※分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「ジュニアNISA(ニーサ)」の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

その他の項目につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

お客様にご負担いただく手数料等について／ ファンドの委託会社およびその他の関係法人の概況

BLOCKCHAIN

くわしくは、投資信託説明書(交付目論見書)にて必ずご確認ください。

購入時手数料	購入価額に 3.24%*(税抜3.0%) を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 *消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。 *詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して 年率1.7604%*(税抜1.63%) を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。 *消費税率が10%になった場合は、1.793%となります。
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ●監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00756%* ¹ (税抜0.0070%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円* ² (税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 *消費税率が10%になった場合は、*1が年0.0077%、*2が年間27.5万円となります。 ●その他の費用* 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。
※当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。	
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者(登録番号:関東財務局長(金商)第351号)であり、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会に加入しています。 信託財産の運用指図等を行います。電話:0120-69-5432(受付時間:営業日の午前9時から午後5時) ホームページ・アドレス:http://www.sjnk-am.co.jp/
受託会社	株式会社りそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社) 信託財産の保管等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行に委託することができます。
販売会社	受益権の募集の取扱、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。

次世代金融テクノロジー株式ファンド(愛称:ブロックチェーン・金融革命)

■販売会社(順不同、○は加入協会を表す)

2019年2月15日 現在

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問業協会	一般社団法人 金融先物取引業協会	一般社団法人 第二種金融商品取引業協会	備考
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○	
岡三オンライン証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第52号	○	○	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	
木村証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第6号	○				
株式会社新生銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○		

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っていません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(以下、弊社)により作成された販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断ください。なお、お客さまへの投資信託説明書(交付目論見書)の提供は、販売会社において行います。